

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 5 月 27 日

秋田県知事 殿

提出者

住 所 秋田県横手市大雄字八柏中村東 9

氏 名 株式会社 柏建設

代表取締役 鈴木 賢一

電話番号 0182-52-3811



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 柏建設
事業場の所在地	秋田県横手市大雄字八柏中村東 9
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 434,255,600円
③ 従業員数	22人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリート殻→中間処理施設（再資源化施設）→再生利用 アスファルト殻→中間処理施設（再資源化施設）→再生利用 木くず→中間処理施設（再資源化施設）→再生利用 廃プラスチック→最終処理施設

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理責任者：専務取締役

- 廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物処理状況の把握と改善策の検討
- 処理業者、再生利用業者の調査、選定および管理 ○委託契約の締結
- 監督官庁への各種報告



廃棄物処理担当者：工事部長

- 産業廃棄物管理票の交付・管理
- その他関連する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト舗装	木くず	廃プラスチック
	排出量	2077.53t	500.80t	5.95t	6.23
	(これまでに実施した取組)				
	・コンクリート殻、アスファルト殻、木くずはすべて再資源化施設へ搬出し、再生利用している。 ・廃プラスチックは最終処分場へ搬出している。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト舗装	木くず	廃プラスチック
	排出量	1000t	400t	5.0t	5.0t
	(今後実施する予定の取組)				
	・コンクリート殻、アスファルト殻、木くずはすべて再資源化施設へ搬出し、再生材の使用を促進する。 ・廃プラスチックは最終処分場へ搬出する。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・コンクリート殻、アスファルト殻、木くず、廃プラスチックはそれぞれ分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・コンクリート殻、アスファルト殻、木くず、廃プラスチックはそれぞれ分別する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト舗装	木くず	廃プラスチック
	全処理委託量	2077.53t	500.80t	5.95t	6.23t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	6.23t
	再生利用業者への処理委託量	2077.53t	500.80t	5.95t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・再資源化できるものは再資源化施設へ搬出している。				

(第5面)

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト舗装	木くず	廃プラスチック
	全処理委託量	1000.00t	400.00t	5.00t	4.00t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	4.00t
	再生利用業者への 処理委託量	1000.00t	400.00t	10.00t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
	・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する。				
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

中
間

量
行
収
あ
へ

と
の
入